

**自主参加型国内排出量取引制度  
(JVETS)  
第4期参加者向け説明会**

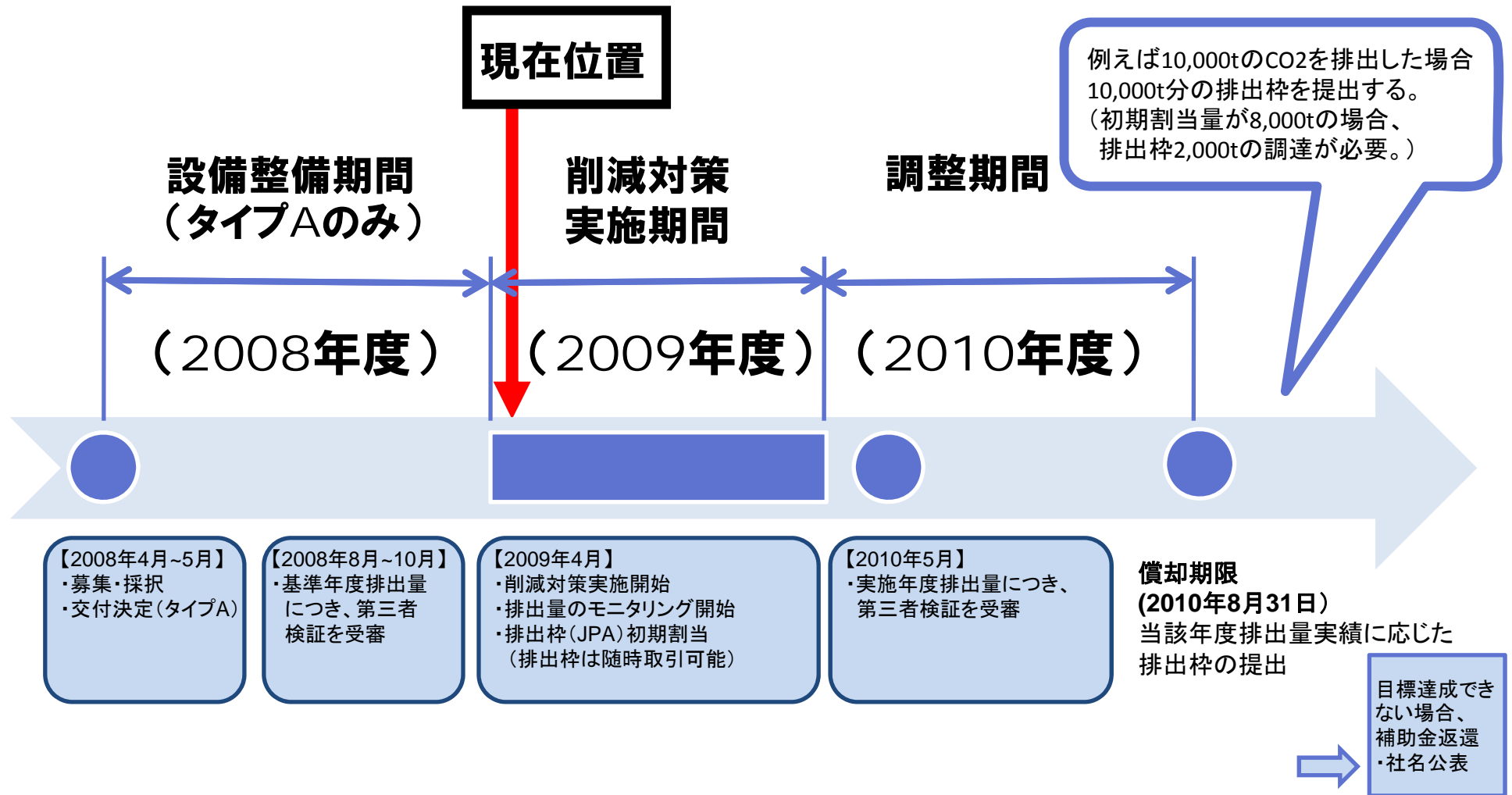
**2009年4月20日**

**環境省**

# 本日の説明会プログラム

1. 今後のスケジュールについて  
(環境省より)
2. 登録簿システムについて  
(NTTデータより)
3. 取引仲介システムについて  
(三菱総合研究所より)

# JVETSスケジュール(第4期・2008年度)



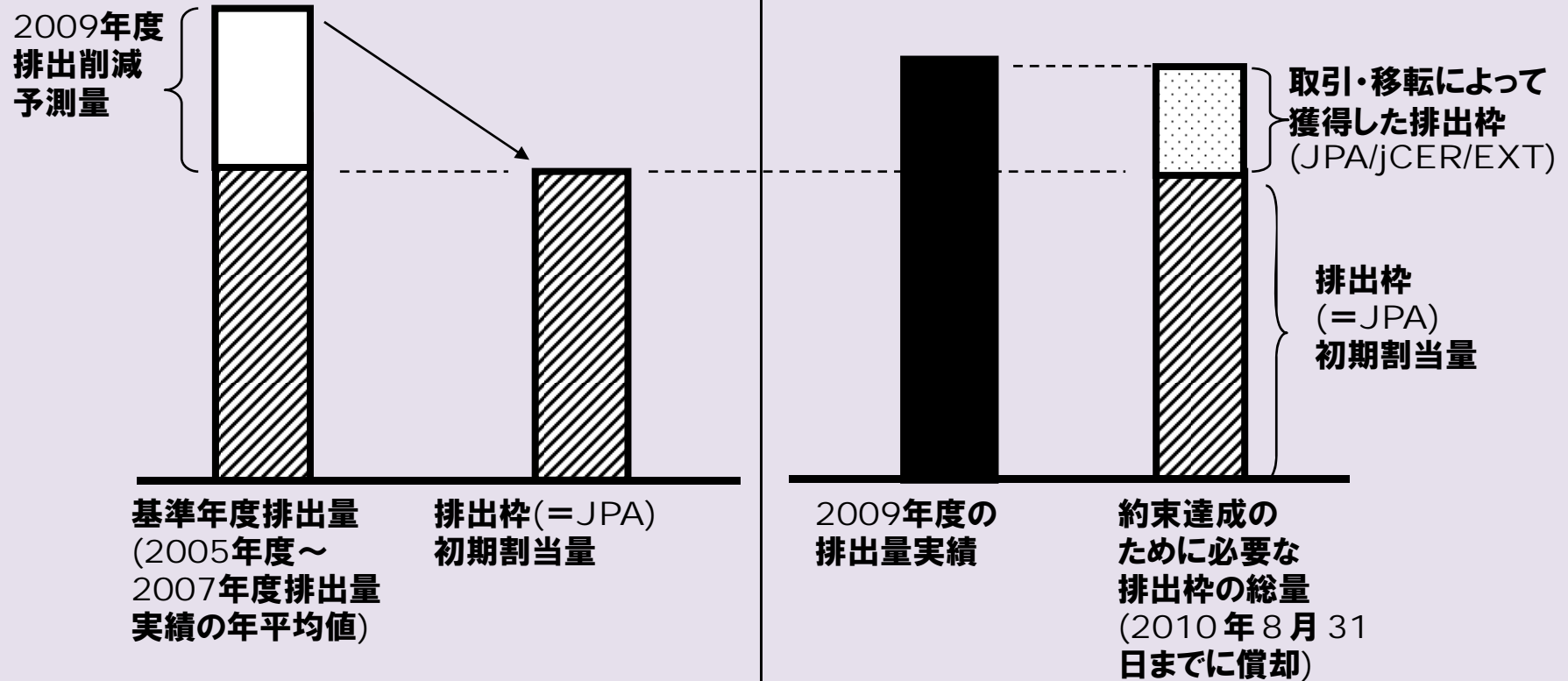
年間排出量に相当する排出枠の提出を義務付け

余剰排出枠については、取引のほか、翌期への繰越(バンキング)も可能

# 2009年度において第4期参加事業者の方々に 実施していただくこと

1. 補助を受けた省エネ・代エネ設備等を稼働させて、CO2排出削減を実施（2009年度通年）
2. 「モニタリング・報告ガイドライン」を用いたCO2排出量の把握と「排出量管理システム」へのデータ入力・データ管理（2009年度通年）
3. 登録簿システムへの保有口座の開設
4. 交付された排出枠（JPA）の初期割当量を登録簿システムの保有口座に受領
5. 必要に応じて排出枠（JPA/jCER/EXT）の取引・移転（～2010年8月31日まで）

# 目標保有参加者による削減約束と 排出量取引の活用



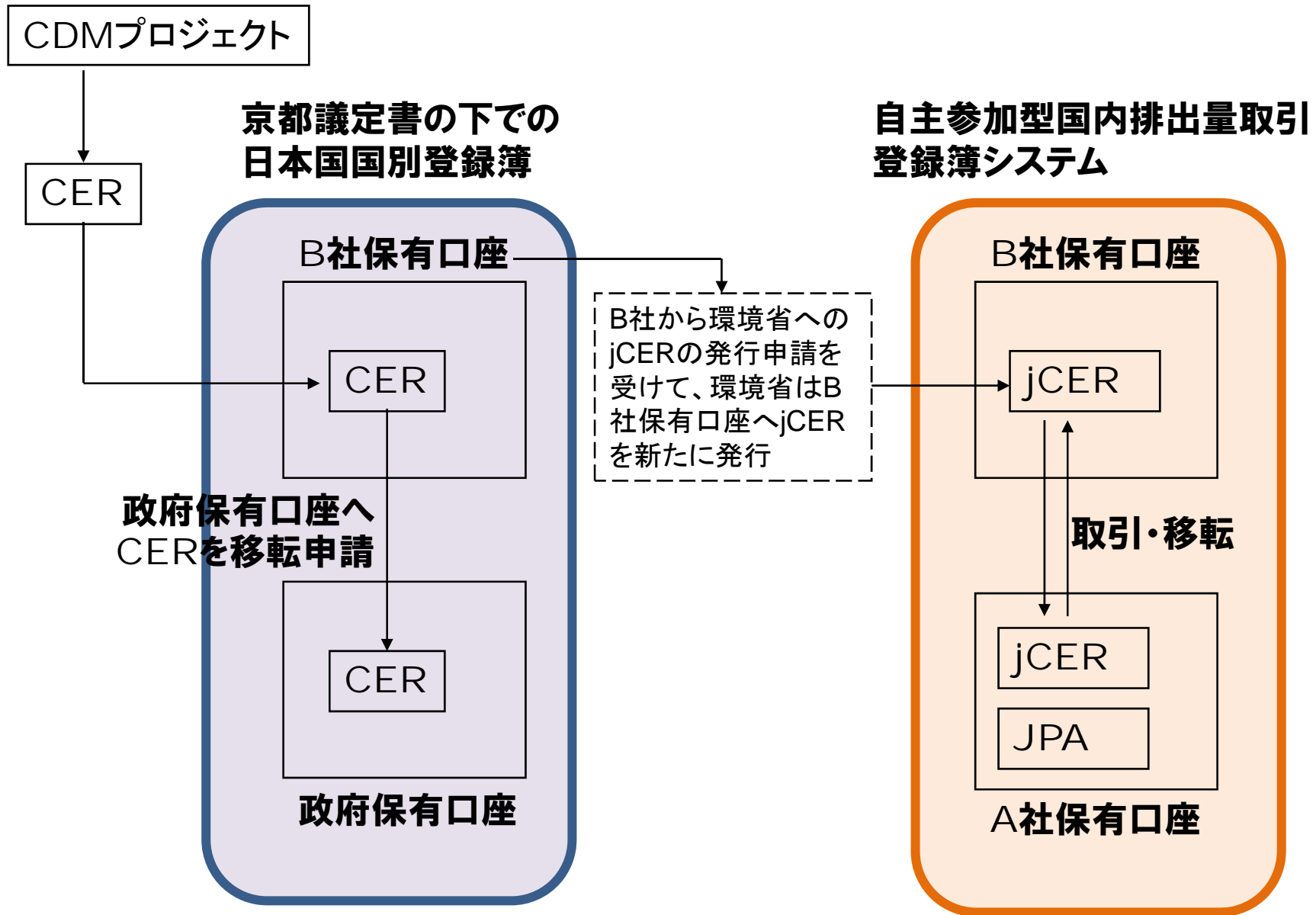
## 登録簿システムでの口座開設と 排出枠(JPA)の初期割当

- **すべての参加者は、登録簿システムへの口座の開設が必要**
  - － 取引・移転の必要性有無に関係なく、排出削減目標達成のために必要
  - － 口座の開設がなされない場合、そのまま不遵守となる
- **口座開設後に、排出枠(JPA)初期割当量を目標保有参加者に交付**
  - － 基準年度排出量の検証に基づいて確定した各目標保有参加者の排出枠(JPA)交付量を本日書面にて通知
  - － 交付された排出枠(JPA)の初期割当量は登録簿システムの各保有口座に環境省から振り込まれる
  - － 取引参加者に対しては、初期割当量(JPA)の交付はない

## 排出枠の取引・移転

- **排出枠は参加者間で自由に取引・移転可能**
  - － 取引: 参加者間の排出枠の売買契約がなされること
  - － 移転: (売買契約に基づいて) 登録簿システム上で排出枠が実際に移転され、現物決済されること
- **取引・移転可能な排出枠は以下の3種類**
  - JPA** : JVETSにおける目標保有参加者に初期割当量として交付される排出枠
  - jCER** : 京都議定書の下でのCDM/JIによるクレジット (CER/ERU) を基に発行される排出枠
  - EXT** : 試行排出量取引スキームにおける目標設定参加者に初期割当量として交付される排出枠

# CERの移転とjCERの発行申請手続き





# 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」の概要

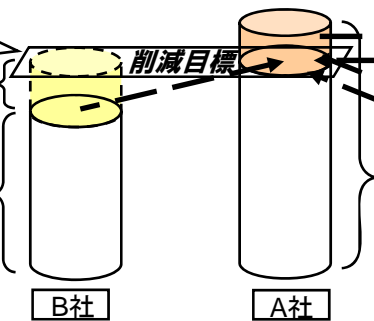
## 国内統合市場

### ① 試行排出量取引スキーム

- ▶ 企業が自主削減目標を設定、その達成を目指して排出削減を進める。目標達成のためには、排出枠・クレジットが取引可能。
- ▶ 排出総量目標、原単位目標など様々なオプションが選択可能であり、多くの企業の参加を得て日本型モデルを検討。

自主行動計画と  
統合的な目標。  
妥当性を政府で  
審査の上、関係  
審議会等で評  
価・検証。

削減量  
実排出量



必要な排出  
量の算定・  
報告、検証  
等を実施。

協働(共  
同)事業

### ② 国内クレジット

大企業等が技術・資金等を提供して中小企業  
等が行った排出抑制の取組を認証(国内クレ  
ジット)する制度。

資金・技術

国内クレジット



### ③ 京都クレジット

〔海外における温室効果ガス削減分〕

JVETSは①の参加類型の一つ  
(第5期以降は自主行動計画非参加工場・  
事業場が対象)

自主行動計画への反映等を通じて京都議定書目標達成に貢献

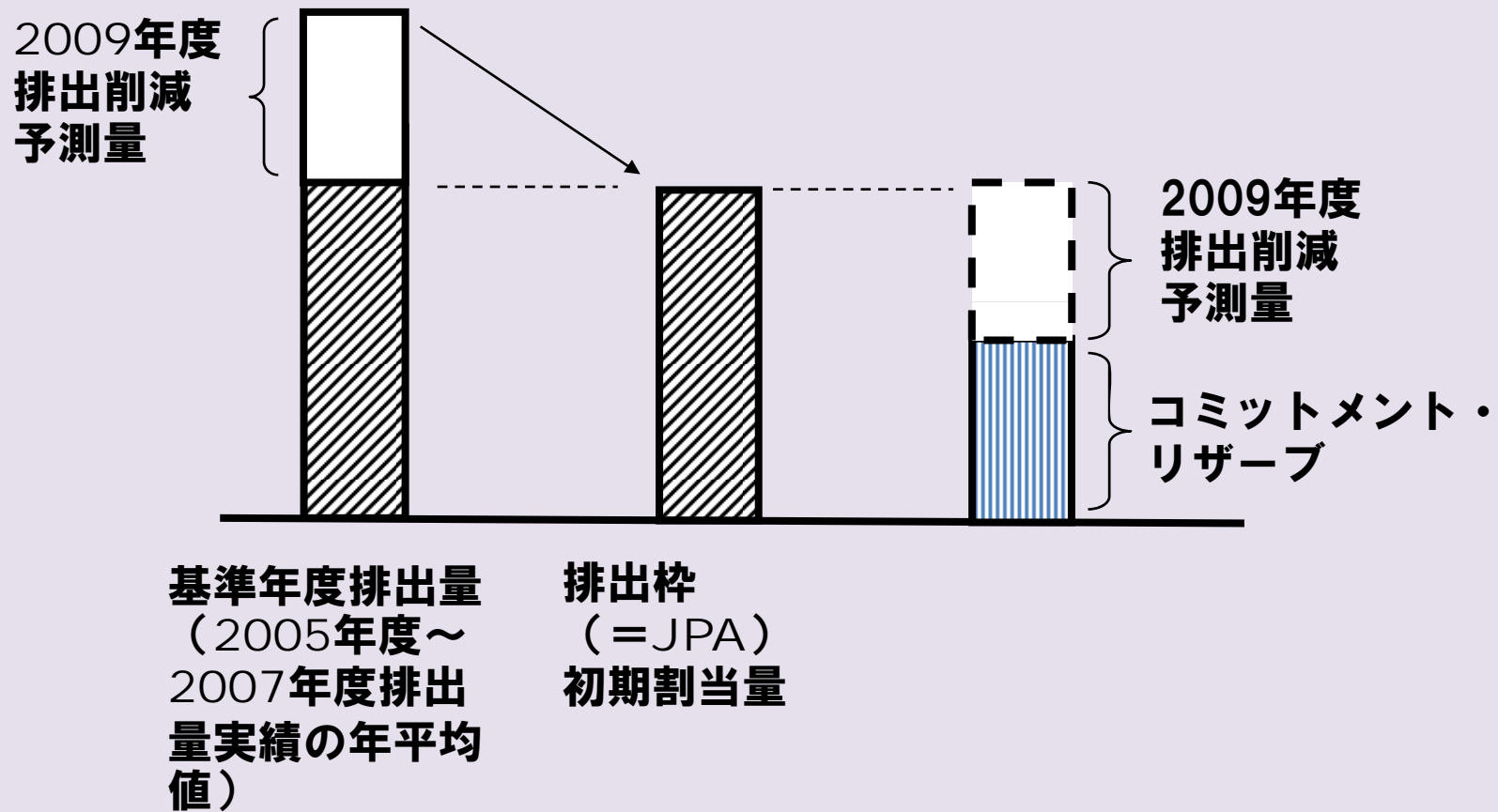
### 制度のポイント

- 大企業、中小企業問わず、あらゆる業種の企業等様々な主体が、**実効性のある排出削減**を行うための様々なメニューを用意。
- **国内統合市場**として、様々な排出枠・クレジットが目標達成のために活用可能とする。
- H21年3月及び2009年秋頃にフォローアップを行う。

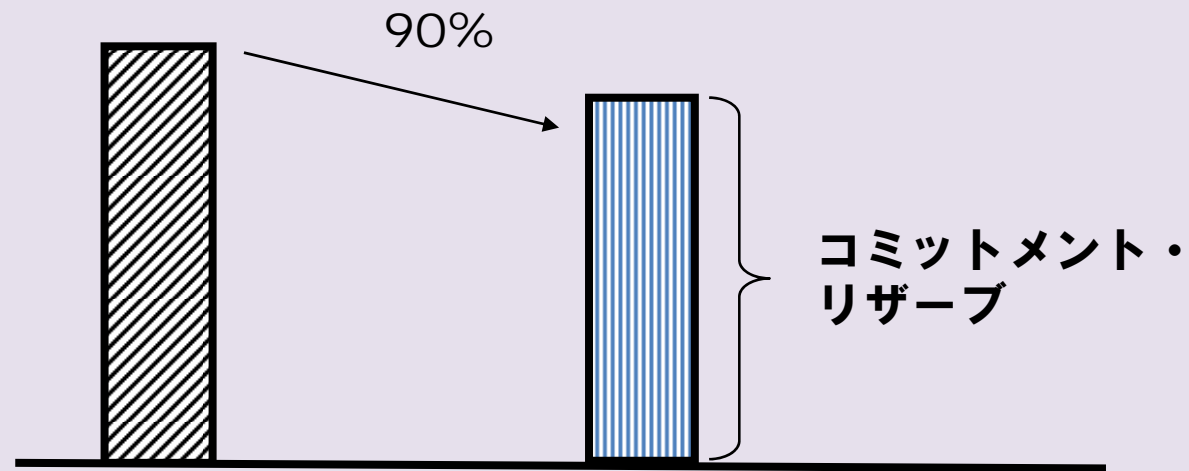
# コミットメント・リザーブ(1)

- 初期割当された排出枠(JPA)は、基本的に自由に売買・移転可能
- 但し、自分のコミットメント・リザーブを割り込んで、移転できない
  - すなわち、少なくともコミットメントリザーブ相当分の排出枠(JPAとjCER)は常時、保有口座にキープしなければならない
- コミットメント・リザーブの計算方法は以下の通り
  - 【タイプA】(初期割当量(JPA)) - (2009年度排出削減予測量)
  - 【タイプB】基準年度排出量の90%
- コミットメントリザーブについても、本日各目標保有参加者に書面にて通知

# コミットメント・リザーブ(2) タイプAの場合



# コミットメント・リザーブ(3) タイプBの場合



基準年度排出量  
(2005年度～  
2007年度排出  
量実績の年平均  
値)

排出枠  
(=JPA)  
初期割当量

## 排出枠の償却義務と補助金返還の可能性

- 2010年8月31日の償却期限までに、確定済み2009年度排出量と同量の排出枠(JPA/jCER/EXT)を登録簿システム上の償却口座に移転しなければならない。  
(償却の手順については別途説明)



2010年度実排出量に対して、償却口座に移転した排出枠の量が不足する場合、

→ (タイプA) 不足量に応じて、交付された補助金を返還しなければならない。

→ (タイプB) 社名及び工場・事業場名を公表。

## 排出量と償却された排出枠量の 大小関係及び遵守評価

(2009年度CO<sub>2</sub>排出量確定値)

(償却口座に移転したJPA/jCER/EXTの総量)

→目標達成

(2009年度CO<sub>2</sub>排出量確定値)

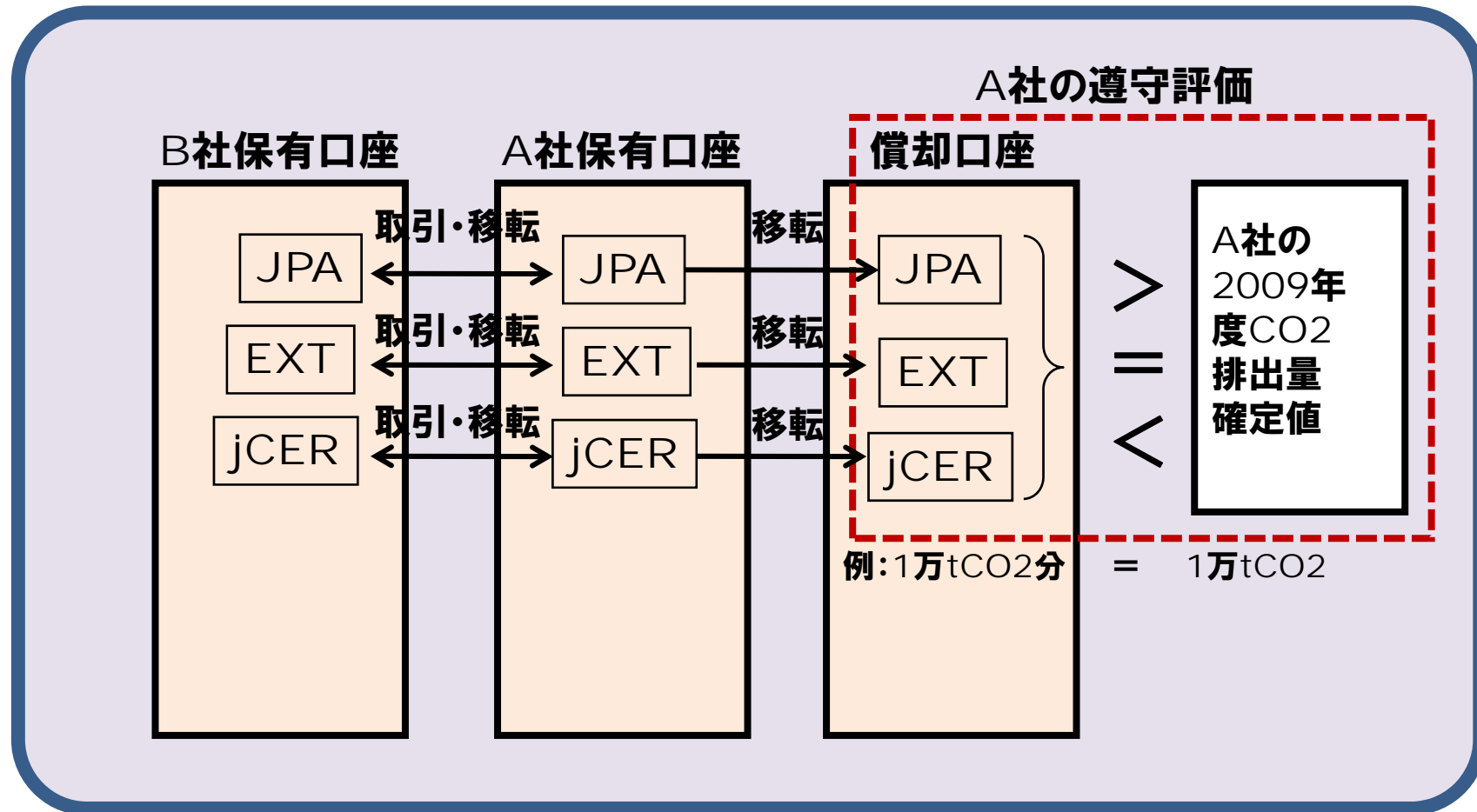
>(償却口座に移転したJPA/jCER/EXTの総量)

→目標未達成

→不足額に応じた補助金の返還

# 排出枠の償却・遵守評価のイメージ

## 登録簿システム



## 余剰排出枠の取扱い

- 余剰排出枠のバンキング
  - 2010年8月31日の償却期限後、各参加者の保有口座に残っている余剰排出枠は、2010年度を排出削減実施年度とする第5期の口座に繰り越すことができ、第5期においても取引・償却等が可能。
  - バンキングを行うためには、別途定める手続きが必要。



# 余剰排出枠のバンキングについて

